

## 座談会「公開草案の開発を受けて」(前編) IFRS S1 号に相当する「適用基準(案)」と「一般基準(案)」



(後列左より) 宮坂委員、森委員、菊池委員、関口委員、峰雪委員、井口委員  
(前列左より) 勝部委員、高村委員、藤本委員、川西委員長、中條委員、阪委員、川那部委員

座談会「公開草案の開発を受けて」(前編)は、以下の委員により行われた。

ニッセイアセットマネジメント(株) 執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー	いぐち じょうじ <b>井口 譲二</b>
(株)大和証券グループ本社 経営企画部 サステナビリティ推進室長	かわなべ るりこ <b>川那部 留理子</b>
関西学院大学 サステナビリティ研究センター長	さか ちか <b>阪 智香</b>
MS&AD インシュアランスグループホールディングス(株) サステナビリティ推進部長 三井住友海上火災保険(株) 経営企画部 S X推進チーム 部長	せきぐち ようへい <b>関口 洋平</b>
有限責任監査法人トーマツ パートナー	ふじもと たかこ <b>藤本 貴子</b>
[司会] サステナビリティ基準委員会 委員長	かわにし やすのぶ <b>川西 安喜</b>

### はじめに

**司 会** 2024年3月29日、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）は3つの公開草案、すなわち、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準(案)」という。）、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準(案)」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準(案)」という。）を公表しました。

本座談会は、これらの公開草案のうち、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表したIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に

関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）に相当する基準である「適用基準(案)」及び「一般基準(案)」について、我が国の資本市場関係者の皆様に公開草案の内容をよりご理解いただく契機としていただくため、基準開発にあたり委員の皆様がどのようなことを考えられたのか、また、関係者の皆様に対して特にどのような点についてご意見を伺いたいのかについてお話いただくことを目的としています。

司会は、私、川西が務めさせていただきます。

（※編注 以後、各委員の発言は、所属する組織の意見ではなく、個人の意見である。）

### 開発の基本方針

**司 会** 最初のテーマは、開発の基本方針です。公開草案の開発にあたっては、国際的な整合性を図るといった基本方針については、異論がなかったと思いますが、その程度については委員の間で意見が分かれたと思います。SSBJは、高品質かつ国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準の開発を基本方針としていますが<sup>1</sup>、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）をIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）と100%同じとすることが良いという意見もあれば、我が国における諸制度に対する考慮や、要求事項の明確化

を図り開示を充実させるなどの観点から、多少変えた方が良いという意見もあったように思います。この点につきまして、皆様のご意見を伺えればと思います。

まず井口さんからお願いします。

**井 口** 委員長からお話があったとおり、基本方針では、国際的な整合性を重視しつつ、日本企業における適用を考えて日本の状況も加味するということがあったと理解しますが、そういった形で公開草案が出せたのではないかと考えております。金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で

<sup>1</sup> サステナビリティ基準委員会運営方針

[https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/middle\\_plan\\_20221124.pdf](https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/middle_plan_20221124.pdf)



ニッセイアセットマネジメント(株)  
執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コー  
ポレートガバナンス・オフィサー  
井口 譲二氏

は、時価総額で3兆円あるいは1兆円以上という、プライム市場でもかなり大きな企業をSSBJ基準の適用対象にすることが案としてありましたので、より国際的な整合性の重要性が増したのではないかと考えています。SSBJの議論の中では、私は、国際的な整合性を重視する方であったと思います。国際的な整合性のメリットは皆様にいまさら言うまでもないのですが、投資家サイドとしては、法域を超えて同じ情報が見れることがあると思いますし、企業サイドも、海外投資家の視点を取り入れたうえで開示ができることにあると思います。ただし、国際的な整合性は重視しつつ、日本の状況に照らして基準の開発を行った部分もあると思っています。例えば、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という。）の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）では、日本の具体的な状況を反映し、日本企業が適用しやすいようにしている、あるいは、ISSB基準にはないもの

の、法定開示の前にSSBJ基準に慣れていただけるよう、同時報告などで、任意の取扱いを基準に書き込んでいくような工夫もされています。国際的な整合性を重視しつつ、日本企業が適用しやすいように、SSBJ基準が作られたのではないかと考えております。

**司 会** ありがとうございます。では、川那部さん、お願いします。

**川那部** 国際的な比較可能性を大きく損なわせないために、原則としてISSB基準の定めを取り入れるものの、すべての定めを無条件で取り入れることはしないという基本方針に賛同をしております。ISSB基準が、乱立するサステナビリティ開示基準やフレームワークへの処方箋の役割を果たすべく、開発されてきたことを踏まえると、SSBJ基準はISSB基準との乖離をできるだけ少なくすべきと考える一方で、日本には温対法のように固有のサステナビリティ報告の制度が存在し、それらの枠組みのもとに積み上がってきた開示実務にも可能な限り配慮すべきと考えました。そういった観点でそれぞれの論点ごとにバランス感覚を持って審議に臨み、日本のサステナビリティ開示がより発展していくために、何が良いのかということを常に考えながら、意見を述べて参りました。なお、審議の際に川西委員長がよく仰っていましたけれども、基本的にSSBJ基準においては、ISSB基準と差異を設ける際に、ISSB基準に即した開示も可能となるように基準を設計しているという点は非常に重要だと考えています。例えば、産業横断的指標等における気候関連のリスク及び機会の開示に関しては、金額及びパーセンテージの開示と規模に関する



る情報の開示の両方を選択肢として提供しています。これは、ISSB 基準と同等の開示を行いたいと考えておられる作成者側のニーズ、もしくはそういった開示を望まれる利用者側のニーズを一方で捉えながらも、定量的な数値は難しいがそれに近い開示をトライしようという企業のニーズにも対応する、柔軟な定めになったと考えています。

**司 会** ありがとうございます。では、阪先生、お願いします。

**阪** まず、日本基準が ISSB 基準をベースにしているということについて、日本企業にとっても、グローバル・マーケットからの信頼性を高めるという観点からその意義は大きいと思っています。また、この理由の他に、サステナビリティ関連財務情報の開示に焦点を当てられた基準であるということに、非常に意味があることだと思っています。任意開示の数十年にわたる経験は、リーディング企業の創意工夫を促進してきましたが、投資意思決定情報としての比較可能性などに大きな課題を抱え続けていたからです。この SSBJ 基準案は、財務報告と従来のサステナビリティ開示や統合報告をつなぐ重要な役割を果たすことができ、サステナビリティ開示を、投資意思決定有用性という観点から、一段レベルを上げることができると思っています。また、国際的な基準をそのままの形で取り入れない場合として挙げられている3つの内容についても、必要以上に拡大されておらず、そして過度な負担に配慮されているという点から妥当と考えています。さらに、コンセンサスが得られない項目については、当面、適用を任意とするということについても妥当と考えています。財務情報のよう

な確率変数の予測の精度を上げるためには、全体の分布構造を知るために、ある程度のデータ量が必要です。そこで、コンセンサスが得られない項目について別の情報を求めるのではなくて、任意でも、情報を出せるところから出していただいで、データを蓄積していくということが、自社や他の企業にとっても、サステナブルなビジネスの実現に向けた意思決定のために重要であると思っています。

**司 会** ありがとうございます。では、関口さん、お願いします。

**関 口** 私は期中で委員を交代させていただいたこともあり、当初、論議の中で、国際的な整合性と、日本国内でいかに使いやすい基準にするかということ、どのように判断すべきか、どのように意見を出していくのが良いのか、委員として悩みや葛藤を持ちながら、参加していました。議論の最終盤で、やはり適用対象企業を明らかにする必要があるのではないかという論議が起こり、最終的には、基準の適用対象をプライム上場企業ないしはその一部にする示されたことで、より具体的に検討しやすくなり、まずは何をしていくかがクリアになったと感じております。これは、基準開発の中のダイナミズムのようなものを非常に感じる流れだったと思っており、その点については、非常に印象深かったと感じております。

**司 会** ありがとうございます。では、藤本さん、お願いします。

**藤 本** 私もこの開発の基本方針について、国際的な比較可能性を損なわないものとして、原則として国際的な基準の定め

を取り入れるものの、すべての定めを無条件に取り入れることはしないという前提で議論をしてきたと認識しています。私としては、国際的な基準に合わせるということよりは、ISSB の基準自体が、さまざまな関係者との議論のもとにグローバル・スタンダードとして開発をされたものの、開発が非常に短期間であったことや、グローバル・スタンダードといっても各国の状況が異なることもあるため、必ずしも日本にそのまま適用して本当に問題がないのかどうかという視点は、必ず持つようにして議論をしてきたつもりです。結果としては、ほぼ ISSB 基準と同等の内容で公開草案が公表されるに至りましたが、これは、これまで我が国独自のサステナビリティ開示基準があったわけではなく、日本企業のこれまでの開示においても、ISSB 基準の議論の基礎となっていた国際統合報告評議会（IIRC）やサステナビリティ会計基準審議会（SASB）、気候関連財務開示に関するタスクフォース（以下「TCFD」という。）といったフレームワークや基準を参考に作成されてきたことに起因しているのではないかと考えています。例えば、会計基準の開発の場合、既に我が国の会計基準がある

ので、国際的な議論が日本基準にそのまま反映される結果にはならないこともあります。また、我が国の会計基準がなかった収益認識基準についても、IFRS 第 15 号をもとに開発されましたが、その場合でも我が国の会計実務や会計慣行を踏まえ、全く同じ基準にはなっていないと理解しています。そのような観点では、これまでの日本企業のサステナビリティ開示の実務を踏まえたうえで、結果として国際的なフレームワークや基準を参考に開示基準を定めてきた ISSB 基準に近いものが合理的なものであると議論が進んでいったのも、自然な流れなのではと感じているところです。

**司 会** ありがとうございます。国際的に整合性のある基準を開発しながらも、国際基準をそのままの形で取り入れないとする場合にどのような状況があるのかについてご理解いただけたのではないかと思います。いろいろなご意見があると思いますが、公開草案に対して寄せられたコメントを見て、SSBJ として軌道修正する必要があるかどうか議論していきたいと思います。

### 「ガイダンスの情報源」における

### 「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンスの取扱い」

**司 会** 続いては、ガイダンスの情報源です。SSBJ において特に意見が分かれた論点は、SASB スタンダードを「参照し考慮しなければならない」という ISSB 基準の要求事項を SSBJ 基準においてどのように考えるのかということでした。当初、SSBJ 基準は、すべての有価証券報告書提出会社に対する適用を前提としていました

が、2024年2月に当局より「プライム上場企業の全部ないしはその一部」とすることが想定されるとの見解が示されたことを受け、SSBJ におけるそれまでの決定を見直すことになりました。対象企業が変更されたことにより、決定が変わったのがこの論点だったかと思います。委員の皆様がどのようにお考えになったのかということの中

心にお話いただければと思います。

それでは、藤本さんからお願いします。

**藤本** この論点は、本当に委員の中でも意見が分かれたところでもありますし、私個人としても、考えをまとめるのが非常に難しいと思ったところです。特に、SASB スタンダード及び IFRS S2 号の産業別ガイダンスをどのように扱うのか、適用可能性を「考慮しなければならない」とするのか、「考慮することができる」とするのか、という点について迷いが生じたというのが正直なところであります。私としては、当初、ISSB におけるデュー・プロセスを考えたときに、産業別ガイダンスと SASB スタンダードは、位置付けが異なるのではないかと考えておりました。IFRS S2 号の公開草案時に、産業別ガイダンスについてコメントする機会があったこと、そして SASB スタンダードについては、そのような明確なプロセスを経ていないということからすると、基準開発のプロセスの観点からは、やはり信頼性が欠ける面があったと考えております。ただ、最終的には、皆様のご議論を踏まえ、実際に開示される内容を考えるにあたり、「できる」とするのか、あるいは「しなければならない」とするのか、をどう考えるべきか、改めて考えたときに、「できる」というのは、やや消極的な表現であり、考慮しなくても良いということになり、実質的には何も決めていないのと同じような印象になるのではといった懸念もありました。

また、「しなければならない」といった文言は、かなり強い表現であるということが気になりましたが、「しなければならない」のは「考慮」であり、必ずしもすべての項目を開示することに結び付くわけでは



有限責任監査法人トーマツ

パートナー

藤本 貴子氏

ないと考えました。一方で、こういった項目をチェックリストのように利用することを想起させてしまうのではないかと考えましたが、ここは実務において、そのような運用にならないようにしなければなりません。この点は、今後、関係者でもコンセンサスを得ていく必要がある論点なのではないかと考えております。また、加えて、SASB スタンダードの国際化については、ISSB でも、今後、検討を進めると理解はしていますが、我が国においても、産業別に検討を進めていくということを考えても良いのではないかと、個人的には考えております。国際的に共通の部分も多くあると認識していますが、日本の法域において、法令や規制の特有のものもあると考えておりますので、我が国として先行して検討を進めるアプローチというのもあるのではと考えております。

**司会** ありがとうございます。では、井口さん、お願いします。

**井口** SASB スタンダードの「shall consider」についてコメントさせていただ



ければと思います。私は最初から投資家として賛成しています。企業の任意の報告書を見ますと、現状でも SASB スタンドあるいはグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）など、さまざまなガイダンスを参照し、そのうえで企業におけるマテリアリティ事項に応じて、重要なサステナビリティ事項を識別されていると理解しています。ISSB 基準でもさまざまなガイダンスが挙げられていますが、これらと格差をつける形で、SASB スタンドに絞って「shall consider」とすることで、SASB スタンドが企業と投資家の共通言語になるということを期待しています。投資家サイドから言いますと、SASB スタンドでは、原則、投資家が各セクターで重要と思う開示トピックが取り上げられており、それらを企業に示すことができるということがあります。日本証券アナリスト協会で、いくつかのセクターについて担当アナリストに見てもらったところ、開示トピックの中で重要度の軽重はあるものの、ほぼ全部においてリスクや機会の識別において有用であるとの意見をもらっています。企業にとっても、さまざまなガイダンスを参照するよりも、その中でも投資家が重要と思っている、ISSB 基準で指し示されている SASB スタンドを、まず、参照するということが開示コストの面で良いと思っています。

SASB スタンドの業種区分について課題になっていますが、これをどう解釈するかについてセクター・アナリストとも議論しました。そして、これは業種と書いてはあるものの、業種と解釈するのではなく、ビジネス・モデルの類型と解釈する方が良いのではないかと、個人的に思っています。企業は多くのビジネス・モデルを営んでいる場合があるので、そもそも既存の業

種区分自体が当てはまらないケースもあると思っていますので、自社のビジネス・モデルに適合する SASB の業種区分を選択するという考え方が良いのではないかと考えています。こういったやり方は難易度が高いかということ、アナリスト側でも問題なくやっている中、企業の方は自社のビジネス・モデルについてよくご存知なので、SASB の業種区分も慣れていただければ大丈夫ではないかと思っております。

最後に、SSBJ 基準の結論の背景にも記載されており、企業だけではなく、投資家にとっても重要と思いますのは、SASB スタンドに従って開示及び活用することが求められているわけではなく、自社の状況に合わなければ使わなくても良い、あるいはそれを加工して良いということです。この点は、非常に重要だと思っています。このような使い方をされた SASB スタンドからの開示トピックや指数は、より有用であると思っています。この意味では、任意と法定という違いはあるとは思っていますが、現状の任意の報告書で行われているマテリアリティ分析の延長線上に、この SASB スタンドの活用があると思っております。

**司 会** ありがとうございます。では、川那部さん、お願いします。

**川那部** 藤本さんからお話があったとおり、SASB スタンドについては、国際化に向けた方法論がパブコメに付され、改訂案についてはブラックライン版が公表されておりますけれども、意見出しの機会がなかったという点においては、産業別ガイダンスと大きく異なっております。結果として、SASB スタンドと産業別ガイダンス、この 2 つの取扱いに差を設けるべき

かどうかについては、非常に難しい判断でした。その中で改めて、作成者にとっての SASB スタンドの有用性についても考えました。膨大なスタンダードですので、やはり広範な作業を伴うのではないかと当初は懸念しましたが、SASB スタンドの開示トピックや、それらに紐づく指標の中には、サステナビリティ経営を推進する上で重要な示唆となる場合もあるのではとの考えに至りました。あくまで「shall consider（考慮しなければならない）」ということですので、既にご指摘のありましたとおり、適用可能性を考慮して適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合があることは、公開草案でも触れられております。つまり、考慮した結果、どのように開示に反映していくかは、作成者である企業に委ねられていますので、このプロセスをうまく経営に役立てていく、活用するという選択肢があるのではないかと思います。

一方で、基準の最終化に向けてよく検討したいと考えているのは、文書化についてです。結論の背景にも記載されているとおり、「shall consider」としたガイダンスの



(株)大和証券グループ本社  
経営企画部 サステナビリティ推進室長  
川那部 留理子氏

情報源については、企業がどのような検討を行ったのか、その考慮の過程について証跡を残すことが有用とされています。例えば、どの産業のガイダンスを参照することにしたのか、当該ガイダンスに記載されているリスク及び機会のうち、どれを企業自身のリスク及び機会として識別したのか等を、簡潔な理由とともに文書に記載することが考えられます。この点については、もちろん煩雑な作業が想定されているわけではないということは、結論の背景を見てもよく分かりますが、保証の議論とも非常に深く関連してくるため、今後、実務への影響を見定めたいと考えております。

**司 会** ありがとうございます。では、関口さん、お願いします。

**関 口** ガイダンスの情報源について改めて思い返してみると、SSBJ では、IFRS S1号及びIFRS S2号について、一気に論議をしていたように思います。今回 IFRS S1号に相当する日本基準の開発の座談会に参加させていただいたのは、テーマ別基準である IFRS S2号と違って、IFRS S1号ではマテリアリティをどのように企業が捉えていくべきかという点が、より重要だと感じたためです。その意味で、このガイダンスの情報源というテーマの重要性が、より強いのではないかと感じております。ISSB 基準では、SASB スタンドやCDSB フレームワーク適用ガイダンス等が例示されていますが、企業にとっては、気候変動だけではなく、社会領域や人的資本、テクノロジーやガバナンスなど、どのような領域の中で、どのテーマを自社の中期的な事業成長にとってマテリアルな課題と捉えるか、検討すべき視点を提供してくれる点では有用なのではと考えております。



一方で、井口さんや藤本さんが仰っているとおり、このようなガイダンスの情報源を担当部署や事務方レベルで網羅しなければならないものだと捉えられないように、気を付けなければいけないと思います。やはり、経営レベルで何をマテリアリティとして特定するのかに生かしていく、それを開示していくということが、本質的には求められていくと考えております。

**司 会** ありがとうございます。では、阪先生、お願いします。

**阪** まず、会計基準に馴染んできた方からすると、基準の中に産業別という扱いがあることに違和感を持たれるかもしれません。私も最初少し、感じました。しかし、このサステナビリティ開示基準で、こういった SASB スタンドアードや産業別ガイダンスが強調されているのは、やはりサステナビリティ項目というのは、産業ごとに重要性や影響が非常に異なるということがあると思います。会計基準では、基準の対象が、主に特定の取引や経済事象になりますが、サステナビリティ開示基準では、「適用基準（案）」を除き、テーマ別です。そして、このテーマが、会計基準が対象とする特定の取引や経済事象よりも、ずっと幅広いわけです。そうすると、この産業別のガイダンスを活用した方が、リスク及び

機会を識別しやすい、その指標も決定しやすいのではと思っています。それを通して、サステナビリティ経営に重要な示唆を与えてくれます。一方で、デュー・プロセスの問題は残されていると思いますので、基準を構成しないという、ISSB 基準の扱いや SSBJ 基準案の扱いは妥当であると感じています。

**司 会** 皆様からもありましたとおり、「shall consider」の「考慮しなければならない」というのが、「適用しなければならない」とは違うという点については、コンセンサスを得られているかと思います。一方、「shall consider」において何をしなければならないのかということについて、国際的にも、必ずしもコンセンサスが得られているとはいえないと思います。

先日のサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の会議でも、SSBJ から、教育的資料のようなものを公表した方が良いのではないかと提案しました。ISSB から資料が公表されれば、世界で目線が揃う可能性があります。一方、ガイダンスがないままこの定めを適用した場合、日本企業が他法域の企業と比べて多くの手間暇をかけてしまうことを懸念しています。そこで公開草案にも、あえて「簡潔に」などの表現を入れています。

### 報告のタイミング（同時の報告及び報告期間）

**司 会** 続いては、報告のタイミングです。報告のタイミングにはいくつか要素がありますが、1 つは同時の報告に関する定めです。財務諸表とサステナビリティ開示を同時に提供することを求めるもので、日

本の有価証券報告書を想定すると、現在では決算日から 3 か月後がその提出期限となっているため、サステナビリティ関連財務開示も同じ 3 か月以内に開示しなければならないということになります。



サステナビリティ基準委員会 委員長

川西 安喜氏

もう1つが報告期間を合わせるという定めです。温対法が典型的ですが、温対法における温室効果ガス排出の報告のための算定期間が法律で決まっているのに対して、財務諸表の報告期間は、企業が基本的に自由に選べますので、両者が一致しない場合が出てきます。その時に、必ず調整計算を求めるのか、ある程度ずれを認めるのかといったあたりが、議論になります。

報告のタイミングについて、どの部分でも結構ですので、お考えになったことがあればお聞かせいただきたいと思います。まず阪先生からお願いできますか。

**阪** SSBJ 基準案では、ISSB 基準と同様に、同時報告を原則としています。ただし、SSBJ 基準に従い、開示を行うことを要求又は容認する法令が同時報告を禁止しているか、同時に報告しないことにしている場合には、同時に報告しないことができるという容認規定が置かれています。もしSSBJ 基準案において、「ただし」以下がなく、完全に同時報告が要求されるとすると、SSBJ 基準は、会計基準と同じように、開示時期については規定しないにも関

わらず、日本の制度上、有価証券報告書提出会社は、事業年度終了後3か月以内という枠にはまってしまい、逆基準性のようなことが生じてしまいます。有価証券報告書の具体的な開示を定める基準が、逆に有価証券報告書の開示制度によって制約を受けるといった問題です。そのため、この容認規定は、「コメントの募集及び本公開草案の概要」の開発にあたっての基本的な方針のうち、周辺制度との関係を考慮した結果、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れないことが適切であると判断される場合に当たるものと思っています。とはいえ、将来的には、財務情報の開示とサステナビリティ開示は、財務情報として一体として開示されることが本来は望ましいと思いますので、開示の枠組み自体を検討する可能性は残されていると思っています。

**司 会** ありがとうございます。では、関口さん、お願いします。

**関 口** 開示を作成する側からのコメントになりますが、基本的には財務諸表と同じタイミングで開示するためには、サステナビリティ関連データの整備というのは、やはり必要不可欠であると思っています。先日ある団体主催のウェビナーを拝聴した際、サプライヤー・エンゲージメントとあって、非上場会社や中堅中小企業がサステナビリティ情報をどのように開示していくか、それを銀行や金融機関が促していくかについて話を聞いたのですが、やはり情報が適切に取れるような環境整備がないと同時報告はなかなか難しいだろうと考えています。特に、金融機関では、投融資先の排出する温室効果ガス排出量、すなわちスコープ3のカテゴリ15の計測について、各

企業が統合報告書等で排出量のデータを開示するのは夏から秋ぐらいのタイミングであり、それを ESG データ・ベンダー等が収集・加工したうえで利用可能となるのは、もう少し先になります。我々は、そのような情報をもとに、スコープ 3 のカテゴリ 15 を計算する作業スケジュールになってしまうので、どうしても開示できる最速のタイミングと、実際に開示する算定期間には、ずれが出てしまう構造にあります。やはりデータの整備や相互利用ができる環境を作っていく必要があると思います。気候における温室効果ガス排出のように計測の尺度が 1 つのものでも、このような実態ですが、これが自然資本や生物多様性などになると、陸や淡水、海水の利用で変化した生態系の面積や、土壌に放出された汚染物質の総量をトンで測るなど、さまざまな尺度のものを開示していかなければなりません。このことを考えると、やはりデータ環境の整備はどうにかしないといけない、そのような課題感といいますか、中期的に検討していくべきテーマだと感じております。

**司 会** ありがとうございます。次は川那部さん、お願いします。

**川那部** 同時報告についてですが、こちらは経過措置としては定めずに、今後の法整備に委ねた形になっていると理解しております。既に議論のあった、温対法の報告期限と有価証券報告書の提出期限のタイム・ラグなど、既存の法制度の課題点を含めて、今後、議論がなされていくものと思います。一方で、報告のタイミングの議論は、開示媒体、そして相互参照の議論とも密接に絡んでいると考えています。有価証券報告書にすべてを開示するのかどうか、仮に相互参照をする場合にはどのような媒

体が想定されるのか、作成者の立場として関心を寄せています。既に公表している統合報告書やサステナビリティ・レポート、又はサステナビリティ・サイトを相互参照先として使うという選択肢もあるかと思いますが、内容の棲み分けを含め、これから検討すべきことが非常に多いと感じています。これらの任意開示媒体は、社内で作成している部署や承認プロセスが異なるケースも想定されるため、早い段階で論点が整理されていく必要があると考えています。

また、社内の組織体制の整備についても喫緊の課題だと思っております。統合報告が重要な論点になっていますが、これまで財務報告とサステナビリティ開示は、社内の全く別の部署が対応しています。今後はお互いの業務に対する理解を促進するとともに、その橋渡しが出来るメンバーの育成が必要になってきます。そのため、社内のキャパシティ・ビルディングに取り組むとともに、組織的な対応を進める必要があると考えています。

**司 会** ありがとうございます。では、井口さん、お願いします。

**井 口** 皆さんがお話された、「原則、同時報告」について、利用者がなぜ必要だと思っているかの背景を、改めてご説明させていただきます。基本、サステナビリティ情報は、気候関連を含め、サステナビリティ関連のリスクをどう低減するか、機会をどう活用するかということを主に開示していただくこととなります。投資家にとって、このような情報はとても重要なのですが、最終的に、どう財務諸表に反映されるのかということが、実は一番重要な情報となります。この背景には、主要な利用者という機関投資家になってくるかと思いますが、



機関投資家には受託者責任があり、簡潔に言いますと、投資したお金の最大限の金銭的リターンを要求されていることがあります。このため、サステナビリティ要因が、将来の財務諸表のどの数値に影響するかを分析・予測し、それをもとに将来の全社ベースの業績を予測して企業価値を求め、投資するといったことを行います。サステナビリティ要因がいつ財務諸表に影響するか分からない中で、常にウォッチできるような体制が望ましく、これが同時報告を望んでいる理由になります。

とはいえ、いきなり同時報告というのは、川那部さんや関口さんからご意見がありましたように、企業にとって完璧な開示は難しいところがあると思います。阪先生が少し触れられましたが、SSBJ 基準では任意の報告の場合は、同時報告でなくて良いとしていますので、こういった SSBJ の工夫を活かしていただき、このような同時報告について、体制整備などを行っていただければと思っております。

**司 会** ありがとうございます。では、藤本さん、お願いします。

**藤 本** 皆様からご意見が出ていたように、私も同時報告及び同一報告期間については、そのような形で開示されることが望ましいと思っております。その背景について少しコメントをさせていただきますと、もともとサステナビリティ開示基準は、財務諸表と一体として一般目的の財務報告として、企業の状況をしっかりと報告する体系になっていると理解しております。IFRS S1 号の中でもあるように、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示は、つながりのある情報として、そのつながりを理解できるように情報を開示しなければならない

という点が根本にあると考えております。したがって、その「つながりのある情報」が、同じ期間について同時に報告されないこと、その意義が失われてしまうのではないかと懸念しております。特に、同時報告という観点で言うと、公表承認日という考え方が入っていると思いますが、後発事象として基準となるタイミングが変わってしまうような点、それから同一報告期間という観点では、その期間のずれによって、そのつながりが分断されてしまうことを懸念しています。

一方で、実務的な課題は、皆様からお話しいただいたとおりで、いかに同時報告及び同一報告期間というものを達成していくのかということ、考えていかなければならないと考えております。これは、SSBJ だけではなく、ということだと思っておりますが、先ほど関口さんからもお話のあったように、データの標準化や、データをいかに整備していくのかという点や、企業の中での体制整備をどのように構築していくのか、こうした観点で検討を進めていく必要があるのではないかと思います。また、あわせて、先ほど阪先生からもお話があったように、有価証券報告書において開示をしていくことを前提としますと、決算日から3か月以内、また、議決権行使の観点からすると、株主総会の前に開示をして欲しいという投資家からのニーズもあると認識しております。そのことは、さらに大変な状況になるわけですけれども、投資家や利用者からのニーズ、それから実際に課題を解決することによって何が達成できるのかのバランスをしっかりと考えながら、着実に同時報告及び同一報告期間を達成できるように考えていく必要があると考えております。

**司 会** ありがとうございます。財務諸

表を補完するものがサステナビリティ情報だとすると、同時に情報が開示されることが望ましいので、そのような基準を入れるべきだというのは簡単です。一方、財務諸表については、各法域で異なる提出期限があり、それが世界で共通化されていないため、結果的に法域によって企業の負担が違ってくることとなります。例えば、同じ基準のもとでも、会社法の定めが違うために、3か月以内にサステナビリティ関連財務開示の作成が求められる会社と、1年をかけることが認められる会社がでてくることとなります。

SSBJ 事務局はこの点を気にしてきたも

の、有価証券報告書の提出期限などは、SSBJ としては変えられないため、本当に同時の報告を求める定めを入れてよいのか、ということをお聞きしました。この問題は、SSBJ だけでは決められず、有価証券報告書のありかたをどのように考えるのか、温室効果ガス排出の報告なら環境省がどう考えるのかというところを、全部組み合わせていく必要があります。公開草案を読んだ関係者が、自分たちにもできることがあるかもしれないと思っていただけるのであれば、全体として良い方向に向かっていくのではないかと考えています。

## その他

**司 会** 最後に、今まで取り上げなかった論点や、公開草案の読者に向けたメッセージ、基準の最終化に向けての抱負などについてお話いただければと思います。

まず藤本さんからお願いします。

**藤 本** 何点か申し上げさせていただきます。まず、基準の構成について、IFRS S1 号に相当する SSBJ 基準は、ユニバーサル基準とテーマ別基準に分けた形になっており、個人的には大変分かりやすい構成になっていると思っておりますが、外の方から見ると、なぜそのような体系にしたのかと聞かれることもあり、形式的には ISSB の基準と少し変わったような印象を持たれているのではと考えております。委員会の中でそこまで大きな意見の違いや別の意見があったとは認識しておりませんが、この点はきちんと内容を分けることであり、ISSB の基準と内容は異なることを改めてコメントしておきたいと思っております。

それから2点目が、重要性の判断です。こちらは、「適用基準（案）」の中でも記載をされておりますが、この内容のみに基づいて、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、どのような情報を開示すべきかを判断するのは難しいのではと考えております。そのため、ガイダンスを設けたり、何か別の形での検討が必要になるということではありますが、重要性の判断は、そもそも企業固有のものであり、企業によって全く異なる状況もあり得るだろうと思っておりますし、そのような前提であることから、例えば、量的な閾値を設けたり、特定の状況で何が重要であるかということについて、基準の中でも具体的に規定をしていないと理解しています。そうすると、結果としては、各企業でこの重要性をしっかりと議論して、この重要性の判断に至るプロセスや、それに対してガバナンスがどのように関与していくのかということ、議論をして開示に結び付けていくということ

が、やはり重要と考えております。何かガイダンスで補足することができれば良いと思うのですが、最終的には企業の判断に委ねられるのではないかと思います。

3点目ですが、先ほど川那部さんからもお話がございました、情報の記載場所及び相互参照のところです。現在、我が国の統合報告書における任意開示は、概ね決算日から半年前後を目途に開示されている状況であり、例えば、そこの相互参照は、有価証券報告書等との同時の開示になっていないということからすると、事実上、この規定を利用することが難しいのではないかと懸念をしております。この点は、先ほどの報告のタイミングをどう考えるか、有価証券報告書の提出タイミングとの関係をどう考えるのかという話と密接に関係すると思います。相互参照を認めること自体について、個人的にも、中核情報は有価証券報告書で、詳細情報は相互参照でというのはあり得ると思うのですが、実際にはそのような実務が行われにくい状況になっているという点を、改めて付言しておきたいと思います。

最後に、冒頭申し上げましたとおり、SSBJの基準開発においては、結果としては、ISSB基準に非常に近い内容になりました。この基準は、現在のプライム市場企業の一部からの適用スタートということになると思いますが、この公開草案にどのようなコメントがくるのか、委員として当然関心があるのですが、最終化を目指していくときに、議論して大きな方向転換をしなければならないのか、そうではないのか、いただいたコメントも踏まえてしっかり議論を継続していきたいと思っております。

**司会** ありがとうございます。基準の分割についてですが、まず、IFRS S1号と

IFRS S2号は同時に適用することとされており、SSBJ基準は3つの基準を同時に適用することとしています。したがって、SSBJ基準が4つや5つの基準に分かれていたとしても、開示される情報の内容には関係がありません。

SSBJ基準がなぜあのような構成になったのかということですが、ISSB基準において、IFRS S1号にあってIFRS S2号にないものは、気候関連であっても開示することになっています。SSBJ事務局では、IFRS S1号のコア・コンテンツにあってIFRS S2号に入っていないものも全部「気候基準(案)」に含めており、気候関連の開示は「気候基準(案)」で完結するように作りました。

では、関口さん、お願いします。

**関口** 藤本さんが先ほどお話された重要性の判断が、やはり重要だと思います。SSBJ基準の公開草案が公表されますと、「気候基準(案)」でスコープ3の総量の開示が求められるといった目立つトピックが割とニュースになりやすいのではないかと思います。一方で、「気候基準(案)」の開示は、環境の中の一部、企業が対処すべきサステナビリティ課題のごく一部であることを考えると、本質的には「一般基準(案)」がやはり一番重要なのではないかと思います。SSBJ基準が実際に導入されたときにどのような開示が行われていくのかを考えるにあたり、昨年1月に内閣府令改正によって追加された、有価証券報告書のサステナビリティに関する記載欄の好事例集を見ると、気候変動や生物多様性の他に、人的資本、多様性、人権、知的財産、情報セキュリティやDXなど、自社にとってのマテリアリティだというテーマについて開示している企業があると書かれていま



した。やはり大事なものは、担当部署や担当者が対応するというのではなく、企業経営として、どのようなテーマを将来の成長にとって重要なリスク及び機会であるのかということ、きちんとしてストーリーを持って伝えていくプロセスであり、その点から「一般基準（案）」というのは非常に重要で、そのことをどのように伝えていくのかは大事だと思っております。世界経済フォーラムのグローバル・リスク報告書の中でも、環境領域に関するリスクが多く占めていますが、環境以外のリスク、社会の分断のような話や、テクノロジー、地政学のようなものも含まれており、経営者というのはこれらのリスクもとらえて考える必要があります。それぞれのリスクは、気候変動のようにじわじわ影響があるものも、ある日突然発現し、コントロールが難しいようなものもあるので、企業がそうしたリスクや機会にどのようにアプローチして、投資家や利用者の皆さんに伝えていくのが重要だと思っております。開示のためにとい



MS&AD インシュアランスグループホールディングス(株) サステナビリティ推進部長  
三井住友海上火災保険(株) 経営企画部 SX推進チーム 部長

関口 洋平氏

うよりは、企業がきちんとサステナビリティを経営に取り込んでいき、経営課題として、計画化していく、そういったことまで組み込んでいくことが、究極的には求められているのだと思っております。そういったことに役立てるよう、開示をする側としても目指していかなければいけないと考えております。

**司会** ありがとうございます。では、阪先生、お願いします。

**阪** 「適用基準（案）」に概念フレームワークに相当する内容がありますので、私からはそれを取り上げたいと思います。まず、IFRS 会計基準には、概念フレームワークがありますが、これは基準を構成するものではありません。一方で、サステナビリティを扱う ISSB 基準と SSBJ 基準案では、概念フレームワークに相当する、例えば、質的特性などが、要求事項となっているところにも注目していただけたらと思っています。概念フレームワークとは、新しい会計基準を作成する際に、既存の会計基準と矛盾することがないように、会計基準の屋台骨のような基礎概念を示したものです。また、会計基準が存在しない事象や取引の会計処理をするにあたって、概念フレームワークを考慮すべきとなっています。IFRS 会計基準の概念フレームワークには、目的や質的特性、財務諸表と報告企業、財務諸表の構成要素の定義、認識、測定、表示及び開示などが含まれています。これらから財務諸表に特有の項目を除いた内容が、サステナビリティ開示基準に少しアレンジして反映されています。有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性というのもその1つであり、本文や別紙A、結論の背

景などに含まれています。この質的特性がサステナビリティ開示基準では要求事項となった理由は、「適用基準（案）」のBC40項に書かれています。そこには、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の両方を含む一般目的財務報告書がその主要な利用者に有用であることを確保し、サステナビリティ関連財務開示の作成において企業を支援するための情報を提供するため、とあります。この文言は、サステナビリティ開示が一般目的財務報告の一部として、そのつながりをがっちりと確保するための蝶番のような役割を、この質的特性が果たすのだというふうに私は理解をいたしました。この蝶番の軸に相当するのが、意思決定有用性であり、質的特性は有用であるための構成要素を示しています。一番上に適正な表示があって、その下に、関連性と忠実な表現という基本的質的特性を備えるべきとなっています。関連性というのは、意思決定との関連性であって、重要性は個別企業レベルで適用される関連性の一側面として位置付けられています。重要性の判断は、投資家の意思決定との関連性の判断で行っていただくことになると思います。そして、関連性と忠実な表現という基本的質的特性の下に、それを補強する質的特性として、比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性という4つが位置付けられています。情報の開示にあたって、こういった基本的質的特性と補強的質的特性の構成を意識しながら、適正な表示とは何かということをご判断いただくことも重要なことかと思っています。質的特性は地味ですが、基準に入ってきたということは、それだけサステナビリティ開示において役割が期待されているということだと思いますし、日本は歴史的な経緯から、概念フレームワークを重視した演繹的アプローチは取ってこ



関西学院大学  
サステナビリティ研究センター長  
阪 智香氏

なかったこともありますので、このことは会計学的にも重要なことだと感じているため、ここで取り上げさせていただきました。

最後に、基準作成にあたりまして、利用者、作成者などさまざまな立場の利害関係者の議論をバランス良く導いていただいたという印象が、個人的にはあります。また、基準の構成について、SSBJ基準でIFRS S1号を2つに分けたことにより、ISSB基準よりも読みやすくなっており、そして必要に応じて内容を組み替えているため、より首尾一貫した論理的な基準になっていると思っています。また、最後の最後ですけれども、この時期にサステナビリティ関連財務情報開示に焦点を当てられた基準が作られたということは、これまでの環境開示を含む長い蓄積があったからこそだと思っています。先人の志とご尽力に深い敬意と感謝の念を込めまして、委員の皆様とともに、我が国の資本市場の健全な発展と経済社会のサステナビリティのために大いに役立つ可能性のある、このような基準作りに参加させていただきましたことに改めて感謝したいと思います。

**司 会** ありがとうございます。では、川那部さん、お願いします。

**川那部** 既に出ている論点と若干重複しますが、重要だと思っていることを3点、述べさせていただきたいと思います。1つ目は、重要性の判断です。作成者が今後SSBJ基準に沿った開示を準備するにあたり、重要性の判断をいかに実効的に行っていくかが鍵を握っていると考えております。企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスク及び機会について、最終的に開示すべき重要性のある情報がどの情報なのか、社内で議論を積み重ねながら判断を行っていく必要があります。そして、将来的には保証が導入されることも念頭に、いかにそのプロセスに客観性を持たせられるかが問われていると感じています。サステナビリティ開示に関する社内の策定実務に合わせて、重要性の判断に伴う社内プロセスを整理し、実効的な体制の構築とモニタリング機能の整備を進めることが課題となります。

2点目は、合理的で裏付け可能な情報です。これは報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いるというものですが、作成者である企業のキャパシティや、対応状況がさまざまであることに対応して、配慮がなされていることを実感しております。基準すべてに適用されるものではなく、バリュー・チェーンの範囲の決定や、リスク及び機会の識別、予想される財務的影響など、一部の開示項目についてのみ認められている一方、一定の条件のもとで、情報の網羅的な探索を実施することが求められていない旨が明記されている点は、開示のハードルが必要以上

に上がってしまうことを避けるための有効な配慮であろうと考えています。

そして、最後に、今後の議論として注目している保証について触れたいと思います。SSBJ基準の適用時期や保証が導入されるタイミングは、金融庁における新設のワーキング・グループでも議論をされているところです。将来的な保証の導入にあたって最も気になるのは、先ほど関口さんからもご指摘があった、データ収集の高度化とそれに付随する内部統制の整備です。バリュー・チェーンを含むデータを集計するために、既に網羅的なシステムを構築されている企業もあるかと思いますが、一般的には財務情報のシステム化に比べて、サステナビリティ情報のシステム化はまだこれからというケースが多いと想定されます。将来的には第三者が検証可能な集計メカニズムを作っていく必要があると思いますので、こういったデータ・ガバナンスへの対応に関しては、非常に課題が大きいと感じています。こうした観点から、SSBJ基準が法定化されるにあたり、保証が導入されるタイミングについては早めに周知されることが望ましいと思っております。予見可能性を高めることで、企業がその準備を始めるきっかけになるものと期待しています。

**司 会** ありがとうございます。では最後に、井口さん、お願いします。

**井 口** 多くのポイントを挙げていただいたので重ならないところで述べさせていただくと、基準に沿って開示がされたとして、やはり全体として、その開示内容の有用性が保たれることを期待しています。良く言われるボイラー・プレート化してしまうことについて、少し気の早い話ですが懸



念しております。会計基準でも、ベター・ディスクロージャー・プロジェクトなどがありました。基準に沿って開示していただくことは大事ですが、それだけに集中しすぎると、そのようなリスクもあると思っています。任意のTCFD開示などを見ましても、良いと思う開示と、ガイダンスに従っているのみの開示があります。何が一番の鍵になるのかというと、これはまさに関口さんや川那部さんからもありましたとおり、これは開示だけの話ではなく、本当に重要な情報が出てくる体制にしていくことが大事であると思っています。

また、SSBJ基準の中でも、サステナビリティ情報間のつながり、コンテンツ間のつながり、財務諸表とのつながりの3つつながりが挙げられていますが、このようなつながりを重視して開示していただくということは非常に重要と考えております。

**司 会** ありがとうございます。複数の方からお話のありました重要性の判断については、ご指摘のとおり、難しい問題で、世界中が悩んでいます。ISSBは重要性に関するガイダンスを公表することを発表していますが、ISSBがガイダンスを公表した場合、SSBJとしてそれを補足文書や基準本体に入れるかどうかを検討する予定です。日本独自で対応するかについては賛否両論あると思いますが、この点については公開草案に寄せられたコメントを見て議論していきたいと思っています。

この座談会は、SSBJが公開草案を公表するまでに委員の皆様がどのようなことをお考えになっていたのか、あるいは公開草案が公表された現時点でどのようなことお考えをお持ちになっているのかについて、読者の皆様にご理解いただくために開催いたしました。

以上をもちまして座談会を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

(本座談会は、2024年4月4日に開催されました。)

以 上